

令和5年第2回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

令和5年11月24日

西多摩衛生組合議会

令和5年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 令和5年11月24日(金) 午前9時30分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者 橋本 弘山 副管理者 加藤 育男

副管理者 杉浦 裕之

会計管理者 小山 和茂

監査委員 平田敬太郎

出席議員

1 番 小川 龍美	2 番 井上 一也	3 番 高橋 洋子
4 番 湖城 宣子	5 番 阿部 悦博	6 番 片谷 洋夫
7 番 菅 勇真	8 番 秋山 義徳	9 番 池澤 敦
10 番 山崎 貴裕	11 番 川崎 善友	12 番 佐藤 弘治

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長 諸星 進 施 設 長 中島 勲

総 務 課 長 大村 正仁 財務課長(兼)会計課長 古谷 浩明

計 画 管 理 課 長 石川 雄一 維 持 運 転 課 長 太田 道雄

フレッシュランド西多摩館長(兼)企画調整担当 伊藤 義孝 フレッシュランド西多摩設備管理担当主幹 穴澤 和俊

構成市町職員

青 梅 市 環 境 部 長 川島 正男 福生市生活環境部長 田村 清孝

羽村市産業環境部長 西尾 洋介 瑞穂町住民部長 野口 英雄

令和5年第2回西多摩衛生組合議会 定例会議事日程

令和5年11月24日（金）
午前9時30分 開議
西多摩衛生組合大会議室

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問

日程第4 認定第1号

令和4年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第10号

令和5年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）

日程第6 議案第11号

令和5年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について

日程第7 5陳情第1号

指定管理者に係る違法な条例条項の改正を求める陳情

日程第8 議員派遣について

○議長（佐藤弘治） おはようございます。

本日は、令和5年第2回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員定数12名、出席議員12名、欠席議員ゼロ、よって、定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまから、令和5年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、理事者より発言の申し出がありますので、これを許します。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） おはようございます。議長のお許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和5年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆様方にご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また、日頃より、当組合の運営につきましては、多大なるご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げる次第であります。

さて、組合の事務事業の状況であります。まず、環境センターでの可燃ごみの処理につきまして申し上げますと、構成市町のごみ搬入量は、令和5年10月末現在で、約3万4,400トンとなっております。

これは、前年同期と比較しますと、約1,400トン、3.9%の減となっており、今年度末における年間搬入量は、5万8,700トンとなると見込んでおります。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき実施しております、小平・村山・大和衛生組合の可燃ごみ焼却処理委託につきましては、10月末現在で、約1,650トンを受け入れております。

なお、議長を通じ、先にお知らせしましたとおり、令和5年10月2日付けにて、小平・村山・大和衛生組合から、令和6年度の可燃ごみ処理支援の依頼がまいりました。

この小平・村山・大和衛生組合からの依頼につきましては、10月30日開催の西多摩衛生組合正副管理者会議におきまして、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定による相互支援の趣旨を尊重し、令和6年度も引き続き、支援受託していくことを決定した次第であります。

次に、フレッシュランド西多摩の状況であります。令和5年度に予定しておりました大規模改修事業につきましては、先に事務局からお知らせしましたとおり、請負契約の入札を実施した結果、不成立となったところであります。

当組合としましては、国の積算基準等に基づき、適正な設計積算に努めてまいりましたが、資材価格や労務費の高騰など、昨今の社会情勢の変化を色濃く受けたものと判断しております。

本件の詳細につきましては、広域支援の状況等と合わせまして、後ほどの議員全員協議会の中で、ご報告をさせていただきます。

今次定例会には、決算認定1件、予算案件1件、分賦金の変更案件1件、合わせて3件の議案をご提案申し上げます。

いずれも、重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定をいただきますようお願いを申し上げ、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤弘治） 以上で、管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。
日程第1、会議録署名議員の指名についての件を議題といたします。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

3番 高橋 洋子 議員

4番 湖城 宣子 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がありますので、事務局長から報告いたします。諸星事務局長。

○事務局長（諸星 進） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、令和5年11月16日付け、西衛発第647号で、令和5年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、管理者より議長宛てに通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日1日限りでお諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

次に、日程でございますが、既にお手元に配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事運営でございます。一括議題につきましては、日程第5、議案第10号「令和5年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）」と、日程第6、議案第11号「令和5年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について」の2件につきましては、関連がございますので、一括して審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、代表監査委員、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

○議長（佐藤弘治） 以上で、報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりに進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次、定例会の会期については、11月24日、1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第3、一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。11番川崎善友議員。

○11番（川崎善友） はい、11番、川崎。皆さん、おはようございます。

ご指名をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

私の質問は、1、他自治体のごみの受入れについて。2、ごみ袋の統一化について。3、議会のデジタル化についての大きく3項目です。

なにぶん初めての質問でございますので、至らない点もあるかと思いますが、申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

まず、第1項目目、他自治体のごみの受入れについて。2点伺います。

1点目、西多摩衛生組合環境センターの焼却炉の一日の最大処理能力、1炉当たり160トン、3炉で一日最大480トンの焼却処理能力があると、施設概要には記載がございます。現在は3炉あるうちの2炉ないし1炉を使って焼却を行っているものと理解しております。

令和4年度の事務報告書73ページの表を見ますと、構成市町の一日平均のごみ焼却量は169.66トンとなっております。また、74ページでは、そのほかに広域支援のごみ焼却量が月平均で243.86トンであったということが確認できます。焼却能力にはまだ余裕があると考えておりますが、その理解でよろしいでしょうか。

2点目としまして、焼却能力にはまだ余裕があると考えますので、さらなるごみの受入れは可能かと存じます。将来に向けた安定的な運営を目指すため、新たに他の自治体に加入の働きかけをするという考えはあるでしょうか。

以上、2点伺います。

次に、2項目目。ごみ袋の統一化について、質問いたします。

現在は、構成市町それぞれで別々のごみ袋を使用している状況でございます。西多摩衛生組合としてごみ袋を統一化、共通化するという考えはないでしょうか。一括で発注することによって、コスト削減にも繋がり、組合内の自治体ならどこでも購入することができることになり、利用者の利便性も向上するものと考えております。さらには西多摩衛生組合に対する愛着も生まれるものと思っております。このごみ袋の統一化、共通化につきまして、所見を伺います。

次に、3項目目。議会のデジタル化について、2点質問いたします。

1点目、SDGs、持続可能な開発目標の達成に向けた観点からも、省資源化、省エネルギー化は推進すべきと思っております。会議等の資料は極力ペーパーを減らし、デジタル化を推進すべきと考えます。資料等は紙の資料を配布するのではなく、電子メールに添付して配布することで、手間と時間を大きく省けるものと思っておりますが、いかがでしょうか。

2点目、組合市町の議会全てにタブレットが導入された時には、組合議会でも各自のタブレットを使って、議会を運用すべきと考えますが、そのような予定はありますでしょうか。所見を伺います。

質問は以上でございます。

○議長（佐藤弘治） 橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） それでは、11番川崎善友議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問の1項目目、「他自治体のごみの受入れについて」のお尋ねのうち、「焼却能力にまだ余力はあるか。」についてですが、当組合の現施設は、平成6年から建設が始まり、平成10年に完成し、運転を開始しております。

この時期のごみ焼却施設整備の計画・設計要領におけるごみ処理施設の考え方として、自区内処理という考え方が主流であったこと、また可燃ごみ発生量も年々増加傾向であったこと、などを背景に、比較的大型な焼却施設として建設されました。

現施設は、日量160トンの焼却炉を3炉有していますが、近隣の住民で組織される羽村・瑞穂両協議会との間において、生活環境の保全を図ることを目的に公害防止協定を締結しており、この協定により、工場のごみ焼却は、原則として2炉運転、日量320トン以内とし、1炉は予備炉とすることが規定されています。

この日量320トンのごみ焼却を、年間280日から最大340日稼働した場合、年間約8万9,000トンか

ら10万8,000トンのごみ焼却が可能となります。

一方、令和4年度の広域支援も含めた構成3市1町全体のごみ搬入量実績は、約6万2,000トンですので、施設の余力としては、年間2万7,000トンから4万6,000トンとなります。したがって、さらなる可燃ごみの受入れは、施設規模・技術的側面から見れば可能ということになります。

また、「将来に向けた安定的な運営を目指すため、新たに他の自治体に加入の働きかけをするという考えは。」についてですが、当組合は、構成市町により設立された一部事務組合でありますことから、自治体の加入に関する権限がないのが実情であります。自治体の加入に関することについては、構成市町と新たに加入しようとする自治体での協議・決定を経た後、事務手続きとして西多摩衛生組合の規約変更が必要となり、その手続きにつきましては、新たに加入しようとする自治体を含めた構成市町の議会の議決及び東京都知事の許可が必要となります。

したがって、構成市町の可燃ごみの適正処理が責務となりますので、組合が独自に構成市町以外のごみ受入れ等の検討を行うことはございません。

しかし、様々な要因によりごみ処理が困難な団体等の要請が構成市町や都道府県等を通じてあった場合には、技術的措置対応などを組合が検討し、その可否を明らかにした上、構成市町が受入れを決定し、その後、組合議会、周辺住民へ丁寧な説明をしていくことが、西多摩衛生組合の役割となります。

次に、ご質問の2項目目、「ごみ袋の統一化について」ですが、現在、ごみ収集袋に関する事務については、各構成市町ごとに実施されているところでございます。したがって、ごみ袋統一については、構成3市1町でご検討、ご決定をしていただくものと考えております。

ただし、当組合では構成市町と協働し、構成市町内ごみ処理に係る諸問題について検討を行う組織として、「西多摩衛生組合構成市町ごみ担当者会議」を設置しております。この担当者会議は、構成市町と西多摩衛生組合の係長職以下で構成されており、これまで「ごみ分別マニュアル」の統一や、「一般廃棄物処理基本計画案の作成」などの実績を上げるとともに、「ごみ指定収集袋の状況について」も、現在、調査研究が継続中となっております。

本件については、引き続きごみ担当者会議において検証し、ご指摘の経済性、利便性の向上などを図っていくことなどが必要であると考えますが、当組合の姿勢としては、これまでどおり、ごみ担当者会議において構成市町と協働し、調査研究を行っていくものと考えております。

次に、ご質問の3項目目、「議会のデジタル化について」の「会議等の資料をペーパーレス化し、デジタル化を行うべき。」についてですが、近年のICT技術の進歩は目ざましく、その活用は必要不可欠なものとなっております。当組合におきましても、業務を進めてく上での事務の効率化やサービス向上等に向け、積極的にさまざまな場面でICTの導入・活用に取り組んでおります。

具体的には、昨年度、職員への1人1台のパソコン配備が完了し、グループウェアの導入による職員間の情報連携を図ったほか、人事管理システムや財務会計システム等の活用による事務効率の向上に努めております。

このようなシステム環境が整ったことにより、事務棟と工場棟が専用ネットワークで結ばれ、別棟の環境下においても、同条件で執務をすることが可能となっております。

なお、システムの導入に当たっては、従前の業務を見直し、業務の流れや進め方だけでなく、業務そのもののあり方についても見直すことで、一層の導入効果が現われるよう取り組んでおります。

さらに、環境配慮の観点から、先ほど申しあげました当組合内の資料共有・会議等のもとより、構成市町幹事会、正副管理者会議などをはじめとした諸会議や監査等におきましては、職員が使用する資料

はノートパソコンにて閲覧するなど、ペーパーレス化を図り、紙の使用量削減に努めております。

また、議会関連の諸連絡等についてもメールを活用させていただきながら、事務の効率化にご協力をいただいているところであります。

次に、「構成市町の議会全てにタブレットが導入されたときには、組合議会でもタブレットを導入すべき。」についてですが、現在、構成市町のうち、3市の議会においては、既に専用のタブレットを導入済で、瑞穂町においても導入の準備が進められており、ICTの活用とペーパーレス化が進められ、既に導入された団体においては、効果が認められていることは承知しておるところでございます。

一方、当組合議会への導入については、議会の定例会を含め開催回数・日数も少ないことや、専用タブレットの導入に伴い発生する機器の借上料、通信回線使用料、及び会議システム使用料などの総額と、紙ベースでの資料作成の費用対効果の検証、既に各種連絡や資料の送信に利用されている議員個人のパソコン等の利活用の可否など、様々な課題と選択肢がございます。

タブレットの導入につきましては、今後、議会資料等の在り方について、どのような運用が適正なのか、研究・検討してまいりたいと考えております。

以上で、川崎議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤弘治） 11番議員、再質問はございますか。

11番川崎善友議員。

○11番（川崎善友） 11番、川崎。詳しくご答弁いただきましてありがとうございます。

まず、1項目目のごみの量、総量で見た方が分かりやすく、令和4年度の広域支援も含めた構成市町全体のごみ搬入量実績は、約6万2,000トンである。そして余力としては、年間2万7,000トンから4万6,000トンの余力となるので、さらなる可燃ごみの受入れは、施設規模・技術的側面から見れば可能ではあるものの新たに他の自治体の加入については、制度に基づいて規定されている。そういうことが分かりました。

そこで、1項目目に対しまして、再質問として1点、お伺いいたします。

さまざまな制度や決まり事がある中で、他の地域などにおいては、隣接する自治等のごみを受け入れたなどという報道等もよく耳にするところでもあります。ご答弁にもありました当組合におきましても、小平・村山・大和衛生組合から可燃ごみを受入れ、今後も受け入れるというようなお話もございました。このような他の地域などのごみを受け入れる場合の基準や、受け入れた経緯、また、受け入れたことによる問題などがありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤弘治） 太田維持運転課長。

○維持運転課長（太田道雄） それでは、ただいまの再質問について、ご回答させていただきます。

過去の事例といたしましては、平成10年の運転開始から現在までの間、相互扶助の考えに基づき、BSE、いわゆる狂牛病問題時の肉骨粉の受入れや東日本大震災に係る宮城県女川町の災害廃棄物の受入れ、さらに多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき小金井市、多摩川衛生組合、小平・村山・大和衛生組合の可燃ごみ受入れなどを実施してまいりました。

この際、当施設で受入れが可能なのか、周辺地域への影響についてなど技術的に検討を行い、その検討結果に基づき構成市町が受入れを決定し、その後、組合議会、周辺住民へご説明させていただき、ご理解をいただいた上で、施設規模を活かした支援を延べ16年に渡り実施してきております。

なお、受入れごみ焼却中における排ガス測定の結果、機器等に異常や故障は、現在のところございません。

以上でございます。

○議長（佐藤弘治） 11 番川崎善友議員。

○11 番（川崎善友） 11 番、川崎。他地域のごみの受入れにつきまして、相互扶助の考えに基づいて災害廃棄物を受け入れたことや、多摩地域広域支援協定に基づくものなど、受け入れる際の周辺地域への影響、住民への説明、理解を得た上で、延べ16年にも渡って実施してきたということが分かりました。

ごみの受入れをお願いする、依頼する側の地域に取りましては、本当にありがたく感謝されているものと思っております。

今後も、そのような申し出があった際には、所定の手続きを踏まえた上で、前向きに検討していただきたいと願うものでございます。

次に、2項目目、ごみ袋の統一化につきまして、これは構成市町の検討や判断が必要であるということとで了解いたしました。福生市には外国人移住者もたくさん住んでおられて、羽村の市境に住んでいる方も多くいらっしゃって、羽村市で買ったごみ袋を、それを分からずに福生市に出して回収されなかったということもありますので、質問とさせていただきます。

また、福生市に住んでいると、なかなかこのごみがどこで処分されているのか、あまり気にしないで生活できている状況があります。ですので、例えばごみ袋に西多摩衛生組合環境センターとか入れるなど、そういう工夫があっても、親近感が湧くのかと思って質問とさせていただきます。

この点についての再質問はございません。

次に、3項目目につきまして質問させていただきます。

職員へは1人1台のパソコン配備が完了し、システムの環境も整い、業務の効率化が図られた。また、職員が使用する資料などはノートパソコンで閲覧するなど、ペーパーレス化も進み、紙の使用量削減に努めているということが分かりました。大変素晴らしいことと存じます。

ここで、2点ほど再質問をさせていただきます。

まず、1点目、議会資料につきまして、例えば今回の議会での資料作成につきましては、紙は何枚ぐらい使っているのか。費用については、どのくらいかかっているのか、伺います。

次に、2点目、タブレットを新たに組合議会用に購入するのは大変だと思いますので、運用で各構成市町議会で使っているものを組合議会でも使えるように、専用のアプリを組み入れるとか、サイドブックなど、データ共有で可能ではないかと考えております。何か、そういう方法がないか研究を進めていただきたいと存じます。その点はいかがでしょう。

以上、2点について、お伺いいたします。

○議長（佐藤弘治） 大村総務課長。

○総務課長（大村正仁） 再質問についてお答えします。1点目の資料作成に要する紙の枚数と費用については、今回の本会議及び全員協議会の資料作成に要する用紙で数えたところ、およそ900枚、1,250円ほどとなり、コピー印刷代が7,850円となることから、人件費を除いた金額は約9,100円でございます。

次に、2点目の納入済みの構成市町のタブレットの活用でございます。まず、ライセンスの問題で、そのタブレットは活用できるのか、仮に活用ができたとしても費用的な面でどうなのかなどの課題がございます。費用的な面では、確認したところ、年間でタブレット機器の借上げを除く運用一式で、約80万円となっていることから、運用台数にかかわらずシステムの費用がかかることから、仮に組合議会に導入した場合でも、年間で同程度の費用がかかるものと見込まれます。費用対効果だけを考えますと、

導入は厳しいものと考えます。

一方、ライセンスや運用についても、各自治体で導入した機器を組合での運用等ができるかなどの課題がありますことから、今後、確認・検証等、行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（佐藤弘治） 11 番川崎善友議員。

○11 番（川崎善友） 11 番、川崎。ありがとうございます。今回の議会の紙代、印刷代は、それほど高額にはなっていないようですね。ただ、それ配達していただいたりするので、人件費がかなりかかっているのかと思います。

また、構成市町全ての議会でタブレットが導入されれば、それを用いて組合議会でもタブレットだけで運営できるものと安易に考えていたのですが、簡単にはできないですね。ちょっと費用対効果を考えて、今の現状では導入は難しいと考えますが、今後そのような機会が訪れるようになりましたら、運営がスムーズになるかなと考えております。引き続き、検討をお願いしたいと存じます。

以上で、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤弘治） 以上で、一般質問を終わります。

これより、議案審議に入りますが、議会議事規則第 33 条の規定により、原則、質疑は同一議員につき同一議案について、3 回までとなっております。なお、1 回の発言につき、質疑内容が多岐にわたる場合は、同条ただし書きの規定により、一発言につき 3 問までとし、質疑を分けて発言することを許しますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第 4、認定第 1 号「令和 4 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました、認定第 1 号「令和 4 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について」の件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、令和 4 年度のごみ搬入量の実績を申し上げますと、構成市町からのごみ搬入量は、約 5 万 9,100 トンで、前年度との比較では、約 820 トン、1.4%の減量となっております。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき実施した、小平・村山・大和衛生組合の可燃ごみ搬入量は、約 2,900 トンで、これは、令和 3 年度の受託量との比較では、約 870 トン、23%の減量となっております。この結果、構成市町と広域支援を合わせましたごみ搬入量は、約 6 万 2,100 トンで、前年度との比較では、約 1,700 トン、2.6%の減量となっております。

次に、環境センターの整備事業であります。令和 4 年度は、施設維持整備工事のほか、バグフィルターろ布交換工事等の実施により、引き続き、清掃工場の適切な管理運営に努めたところであります。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。令和 4 年度の浴場施設利用者数は、約 10 万 4,300 人、1 日平均では、341 人となっております。令和 3 年度と比較いたしますと、約 2 万 8,900 人、38.4%の増となりました。これは、国や都の行動制限の緩和により、臨時休館等の措置を行わずに済んだことが主な要因となっております。

なお、工期延長に伴い、令和 3 年度から繰り越した（仮称）フレッシュランド西多摩温泉掘削工事につきましては、令和 4 年 6 月に完了し、温度・成分ともに、温泉法に基づき温泉認定を受けたところであります。

このような状況を踏まえまして、決算の概要であります。歳入は、収入済額 21 億 6,604 万 2,313 円

で、このうち、約80%が構成市町分賦金による収入となっております。

歳出は、支出済額19億8,894万8,288円で、予算現額に対する執行率は、約93%となっております。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は、1億7,709万4,025円で、その歳入歳出差引額は全額、翌年度へ繰越金となるものであります。

以上が、決算の概要であります。令和4年度に計画いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳しい内容につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤弘治） 古谷会計課長。

○会計課長（古谷浩明） それでは、認定第1号、令和4年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明申し上げます。

それでは、お手元の決算書をご覧ください。

決算書の構成でございますが、2ページ、3ページが歳入歳出決算の総括表で、4ページ目から7ページにわたりまして、歳入歳出決算の内容となっております。9ページ以降につきましては、決算内容の詳細を記載いたしました事項別明細書となります。

恐れ入ります。決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

歳入歳出決算の総括表でございます。

歳入は、第1款分賦金から、第5款諸収入までの構成となります。予算現額21億3,579万円に対しまして、調定額、収入済額ともに21億6,604万2,313円でございます。不能欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございますが、第1款議会費から第6款予備費までの構成となります。予算現額21億3,579万円に対しまして、支出済額19億8,894万8,288円、翌年度繰越額は0円、不用額は1億4,684万1,712円でございます。

以上が決算の総括でございます。

続きまして、決算内容の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。決算書の10、11ページをお開き願います。

歳入におきます事項別明細書でございます。

第1款分賦金でございます。第1款分賦金につきましては、収入済額17億3,731万2,000円で、これは3市1町からの分賦金でございます。歳入総額の80.21%を占めております。構成市町別の金額につきましては、備考欄記載のとおりで、割合で見ますと、青梅市が47.28%、福生市19.50%、羽村市19.58%、瑞穂町が13.64%となります。

次に、第2款使用料及び手数料につきましては、収入済額4,530万136円で、歳入総額の2.09%となります。主なものは、第1項1目使用料で、フレッシュランド西多摩における浴場施設使用料の3,910万2,820円、多目的施設使用料152万3,950円、余熱利用施設行政財産使用料390万5,892円でございます。

恐れ入ります。12、13ページをお開き願います。

第3款国庫支出金でございます。第3款国庫支出金につきましては、収入済額126万7,200円で、歳入総額の0.06%となります。これは、東日本大震災による原子力発電所の事故由来の放射性物質の測定に伴います廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金でございます。

次に、第4款繰越金でございます。第4款繰越金につきましては、収入済額2億5,046万6,767円で、歳入総額の11.56%となります。これは備考欄のとおり令和3年度からの繰越金9,971万6,767円と繰越明許費1億5,075万円でございます。

続きまして、第5款諸収入でございます。第5款諸収入につきましては、収入済額1億3,169万6,210円で、歳入総額の6.08%となります。内訳といたしましては、第1項1目預金利子、これは歳計現金の運用による利子収入でございます。収入済額は1万1,572円でございます。

恐れ入ります。14、15ページをお開き願います。

第2項2目雑入は、収入済額1億3,168万4,638円で、主なものは、小平・村山・大和衛生組合の可燃ごみを受け入れたことによる可燃ごみ焼却処理委託受託金1億1,120万1,680円、余剰電力売払収入820万5,311円、鉄屑等売払代金784万5,727円でございます。

以上、歳入につきましては、予算現額21億3,579万円に対しまして、調定額、収入済額ともに21億6,604万2,313円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

恐れ入ります。16、17ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

第1款議会費につきましては、第1項1目組合議会費におきまして、支出済額126万6,050円、予算現額に対しまして、執行率は77.72%、不用額は36万2,950円でございます。主なものは、1節報酬の101万円でございます。

恐れ入ります。18、19ページをお開き願います。

第2款事務所費につきましては、第1項1目一般管理費におきまして、支出済額1億7,462万223円で、予算現額に対しまして、執行率は96.03%、不用額は721万6,777円でございます。不用額の主なものは、1節から4節までの人件費と、12節委託料、18節負担金、補助及び交付金でございます。

2節の給料をご覧願います。2節給料は、支出済額4,458万1,077円で、特別職4名、及び一般職職員10名分の給料でございます。

次に、3節職員手当等は、支出済額3,974万3,614円で、これは、職員退職手当組合負担金を含む、一般職職員の諸手当でございます。

次に、4節共済費は、支出済額1,614万9,351円で、主なものは、職員共済組合負担金でございます。

恐れ入ります。20、21ページをお開き願います。

10節需用費をご覧願います。10節需用費は、支出済額が583万6,761円で、主なものは、広報用資料や予算書等の印刷製本費307万6,086円でございます。

次に、12節委託料をご覧願います。12節委託料は、支出済額588万2,307円で、主なものは、庁舎清掃委託料186万3,708円、職員健康診断委託料91万1,130円でございます。

恐れ入ります。22、23ページをお開き願います。

13節使用料及び賃借料でございます。13節使用料及び賃借料は、支出済額669万9,993円で、主なものは、パソコン及び複写機等の事務機器使用料338万8,341円でございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金をご覧願います。

18節負担金、補助及び交付金は、支出済額4,953万2,000円で、主なものは、周辺市町地域振興負担金4,800万円と地域環境対策協議会助成金80万円でございます。

恐れ入ります。24、25ページをお開き願います。

第3款じん芥処理費でございます。第3款じん芥処理費につきましては、第1項1目じん芥処理費に

おきまして、支出済額 12 億 5,403 万 7,369 円、予算現額に対しまして、執行率は 95.93%、不用額は 5,324 万 8,631 円でございます。不用額の主なものは、10 節需用費、12 節委託料と 14 節工事請負費でございます。

恐れ入ります。26、27 ページをお開き願います。

10 節需用費をご覧ください。10 節需用費は、支出済額 1 億 8,437 万 7,351 円で、主なものは、公害防止用に用います活性炭、消石灰などの薬品類を購入いたしました消耗品費 7,729 万 1,068 円と、施設稼働に要する光熱水費 8,093 万 5,334 円でございます。

次に、12 節委託料をご覧ください。12 節委託料は、支出済額 2 億 6,612 万 9,046 円で、主なものは、施設の運転管理の一部を民間委託いたしました、ごみ焼却業務委託料 1 億 5,392 万 5,200 円と、施設稼働に伴う環境調査委託料 1,395 万 9,000 円、飛灰搬出運搬業務委託料 1,551 万 617 円、中央監視設備保守点検委託料 1,320 万円、電気設備点検委託料 1,133 万円でございます。

28、29 ページをお開き願います。

14 節工事請負費でございます。14 節工事請負費は、支出済額 6 億 5,501 万 9,200 円で、主なものは、プラント設備の維持管理を目的に、毎年実施しております施設維持整備工事 3 億 8,597 万 9,000 円と、1 号炉及び 3 号炉バグフィルターろ布更新工事で、各々 8,965 万円でございます。

少し飛びまして、32、33 ページをお開き願います。

第 4 款余熱利用施設事業費でございます。第 4 款余熱利用施設事業費につきましては、第 1 項 1 目施設運営費におきまして、支出済額は 3 億 6,632 万 6,355 円で、予算現額に対しまして、執行率は 98.83%、不用額は 434 万 9,645 円でございます。不用額の主なものは、12 節委託料、13 節使用料及び賃借料でございます。

恐れ入ります。34、35 ページをお開き願います。

10 節需用費をご覧ください。10 節需用費は、支出済額 5,927 万 4,107 円で、主なものは、浴場施設運営に要する上下水道料等の光熱水費 4,967 万 926 円でございます。

12 節委託料をご覧ください。12 節委託料は、支出済額 1 億 3,680 万 6,847 円で、主なものは、フレッシュランド西多摩全体の運営に係わる余熱利用施設運営業務委託料 7,193 万 2,586 円と、(仮称)フレッシュランド西多摩改修工事設計委託料 4,796 万円でございます。

恐れ入ります。36、37 ページをお開き願います。

14 節工事請負費でございます。14 節工事請負費は、支出済額 1 億 5,075 万円で、これは、前年度からの繰越事業であります(仮称)フレッシュランド西多摩温泉掘削工事でございます。

恐れ入ります。38、39 ページをお開き願います。

第 5 款公債費でございます。第 5 款公債費につきましては、支出済額 1 億 9,269 万 8,291 円で、予算現額に対しまして、執行率は 99.99%、不用額は 1,709 円でございます。

第 1 項 1 目元金は、支出済額が 1 億 9,214 万 8,187 円で、平成 25 年度から令和元年度にかけて、借入れを行いました基幹的設備改良工事費の償還金でございます。

第 1 項 2 目利子は、55 万 104 円で、元金と同様、基幹的設備改良工事費の利子償還金でございます。

第 6 款予備費の充用はございません。

以上、歳出につきましては、予算現額 21 億 3,579 万円に対しまして、支出済額は 19 億 8,894 万 8,288 円、翌年度繰越額はございませんので、不用額は 1 億 4,684 万 1,712 円、執行率は 93.12%でございます。

恐れ入ります。41 ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は 21 億 6,604 万 2,000 円、歳出総額は 19 億 8,894 万 8,000 円、歳入歳出差引額は 1 億 7,709 万 4,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。したがって、実質収支額は 1 億 7,709 万 4,000 円でございます。

恐れ入ります。42 ページ、43 ページをお開き願います。

財産に関する調書でございます。土地、建物ともに、決算年度中における増減はございません。

恐れ入ります。44 ページをお開き願います。

取得価格 50 万円以上の物品に関する調書でございます。令和 4 年度は、じん芥処理費におきまして、高圧洗浄機を購入したことにより、1 台の増となっております。

令和 4 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての説明は、以上となります。

以上です。

○議長（佐藤弘治） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。平田敬太郎監査委員。

○監査委員（平田敬太郎） 代表監査委員の平田でございます。それでは、ご指名をいただきましたので、令和 4 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査につきまして、ご報告をいたします。

令和 4 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る令和 5 年 9 月 26 日、午後 1 時 30 分から、組合会議室におきまして、小川監査委員とともに、事務局長・会計管理者等関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。

審査の結果、別紙、審査意見書を送付いたしておりますことを、あらかじめご報告申し上げます。

決算の審査にあたりましては、管理者から提出されました決算書類等が、地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また、計数等に誤りはないか等を確認するとともに、予算の執行が関係法令に基づいて、適正かつ効率的に運営されているか等につきまして、それぞれ関係諸帳簿、証書類との照合を主眼に置き、実施いたしましたところでございます。

その結果、審査に付されました令和 4 年度決算書類等は、地方自治法、その他の関係法令に準拠して作成されており、決算の計数につきましても、関係諸帳簿との照合の結果、誤りはなく、証書類の保管も適正であるということを確認いたしました。

そのようなことを踏まえましての審査意見でございますが、令和 4 年度の組合事務事業につきまして、ごみ処理状況、余熱利用施設の利用状況等を確認した結果、限られた予算の中で、着実に事務事業が遂行され、所期の目的が達成しているものと判断いたしましたところであります。

令和 4 年度につきましては、コロナ禍の影響が徐々に回復傾向に進み、フレッシュランド西多摩の利用者数も前年度比では増加傾向にあります。昨今の労務費及び建築資材価格の高騰が顕著であり、依然として先行き不透明な状況が続くことが予想されるところでございます。今後、予定されている事業については、より一層の精査、創意、工夫を図り、事業の実現に向けて計画的に取り組むことを期待するものであります。

なお、引き続き適正な管理運営に努めるとともに、その他の事務事業についても効率的に執行し、健全な財政運営に努めることを心がけていただきたいと思います。

最後になりますが、施設の安全かつ安定的な運転と、環境に配慮した適正な維持管理のもと、公明、公正な事務事業が執行され、地域住民の負託に応えることを希望いたしまして、決算審査意見書といた

しました。

以上、令和4年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についてのご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤弘治） 以上で、監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。2番井上一也議員。

○2番（井上一也） 2番の井上一也でございます。2点の質問をさせていただければと思います。

決算書26ページ、27ページ、3款じん芥処理費の12番委託料の関係でございます。環境調査委託料として、1,395万9,000円がふられておりますが、こちらの方が支払いの方に、支出になっておりますが、事務報告書の方を見ますと、82ページから95ページにつきまして、環境調査のデータがものすごい緻密に書かれておまして、非常に、失礼いたしました、82ページから95ページに関しまして、環境調査のデータが非常に緻密に、かつこちらの方はもう多分、安全・安心を求めて、こちらの方、データの方が出ているかなというようなことで考えております。

ただ、この数値の方、全く見ると問題がないような数値が羅列している、いわゆるほとんど検出していませんよ、大丈夫ですよというようなことになっているのですが、こちらについて、法律なんかの測定回数なんかを見ると、かなり多めにやっているようなことも、ちょっと伺えるような感じなのですが、この点について、多分、地元との協定によって、数が設定されているのかもしれませんが、今後減らしていくとか、そのようなことはお考えでしょうか。この辺について、お伺いできればと思います。

もう1点でございます。決算書の30ページ、31ページ、金額は微々たるものなのですが、備品の購入でトランシーバーを2台購入されております。3万6,740円で2台というと、かなり機能的にはどういものかわからないのですけれど、言い方あれですけど、安いもの買ってしまって、すぐに壊れてしまうとか、そういったことを非常に危惧しております。下のところを見ますと、電波利用料ということで1,200円払っている、これは多分5ワット程度のしっかりしたトランシーバーが3台あるのかなと思うのですが、そういうしっかりしたいいもの、安いものを使って機械を壊してしまうってなこともありますので、工具なんかも同じなのですが、できるだけいいものをご購入しているのかなということで、その辺、お伺いさせていただければと思います。その2点について、お伺いします。

○議長（佐藤弘治） 石川計画管理課長。

○計画管理課長（石川雄一） それでは、質問の1点目の環境調査委託について、お答えをしたいと思います。

環境調査委託におきましては、地元周辺住民と結んでおります公害防止協定、また各種法令に基づいて環境調査や排ガス測定等を行っている委託となっております。測定結果におきましては、ご指摘のとおり、測定下限値や規制値を下回る値が続いておりますが、各種、調査測定を行うことで、施設が適切に維持管理されていることを確認し、またこれをもって周辺住民の皆様にご説明をしていくためにも必要な項目、回数となっておりますことから、適切な項目、測定回数と考えております。

回答は以上ようになります。

○議長（佐藤弘治） 太田維持運転課長。

○維持運転課長（太田道雄） それでは、トランシーバーの件について、ご回答させていただきます。

まず、こちらでご購入させていただいているトランシーバーの主な使用目的といたしましては、工場棟は地上4階、地下3階でございますが、こちらで維持運転課職員が日ごろの点検、また工事中に連絡のやりとりをするトランシーバーとなっております。

また、工場の中には、このトランシーバーを受信・送信する中継機が各階7台設置しております。購入させていただいているトランシーバーについては、一般的なものですが、この中継機を介して連絡のやりとりができるような機能を持った無線機となっております。

当組合には、基本的には14台、常時、無線機を用意させていただいております。無線機の寿命といましては、大体5年から6年というような形であることから、毎年2台ずつ購入させていただいて、その都度、故障した際に交換させていただいているというような形となっております。

以上です。

○議長（佐藤弘治） 2番井上一也議員。

○2番（井上一也） どうもありがとうございました。環境測定に関しましては、いわゆる、どちらかというと安心の方のサイドにかなり触れている。安全を求めるための法律に基づく調査よりも、さらに上のレベル、安心を求めるようなレベルというようなことで、かなりしっかりやられているということが分かりました。ただ、あまりやり過ぎると、この施設は危険なものじゃないかというようなことで、変な不安を与えてしまうというような恐れもありますので、適切な回数でというようなことで、今後は検討していただければと思います。

また、武蔵野市のクリーンセンターなんかでは、空間線量なんかはもうやめたとか、そのような情報なんかも掲示されていますので、その辺を検討の上、また今後、調査の方に反映させていただければと思います。

2点目のトランシーバーについても、どうもありがとうございました。更新だというようなことで、現在ある中継機だとかうまく活用しての運用ということで、そちらの方は私の勘違いもございましたので、大変失礼いたしました。ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（佐藤弘治） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） なければ、以上で質疑を終わります。

これより本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号「令和4年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について」の件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（平田監査委員 退場）

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（佐藤弘治） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

日程第5、議案第10号及び日程第6、議案第11号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤弘治) ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第10号「令和5年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)」及び日程第6号、議案第11号「令和5年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について」の2件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) それでは、ただいま、一括議題となりました、議案第10号「令和5年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)」及び議案第11号「令和5年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について」の件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案第10号、補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ、1,409万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、22億2,990万2,000円に変更しようとするものであります。

補正の主な内容であります。歳入予算では、前年度決算に基づき、繰越金の確定額を計上したほか、諸収入において、鉄屑等の売払い単価の上昇を反映し、増額措置を行ったところであります。

歳出予算では、実質の職員配置に基づき、人件費を精査したほか、委託料及び工事請負費において、契約実績に基づく減額補正などを行っております。

次に、議案第11号、令和5年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました、補正予算(第1号)に基づき、組合市町分賦金の総額を、17億6,839万8,000円に変更するとともに、負担割合に基づき、構成市町ごとに定めようとするものであります。

なお、議案第10号、及び第11号の詳細につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(佐藤弘治) 古谷財務課長。

○財務課長(古谷浩明) それでは、議案第10号、令和5年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び議案第11号、令和5年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第10号、令和5年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げますので、

恐れ入ります。補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございます。第1条第1項は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,409万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を22億2,990万2,000円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると定めようとするものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものと定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、第1款分賦金は1億722万8,000円を減額いたしまして、17億6,839万8,000円と定めようとするものでございます。

第4款繰越金は、8,847万3,000円を増額いたしまして、1億7,709万4,000円と定めようとするものでございます。

第5款諸収入は、465万7,000円増額いたしまして、1億279万1,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は1,409万8,000円を減額いたしまして、22億2,990万2,000円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款事務所費は、264万5,000円減額いたしまして、1億8,557万円と定めようとするものでございます。

第3款じん芥処理費は、3,689万3,000円減額いたしまして、14億4,571万6,000円と定めようとするものでございます。

第4款余熱利用施設事業費は、324万6,000円増額いたしまして、2億8,809万円と定めようとするものでございます。

第6款予備費は、2,219万4,000円増額いたしまして、1億1,619万7,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は、1,409万8,000円減額いたしまして、22億2,990万2,000円と定めようとするものでございます。

3ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正でございます。

債務負担行為の追加をいたそうとする案件につきましては、保護継電器更新工事でございますが、これは、部品の調達に、1年以上の期間を要することから、令和5年度中に契約締結を可能とするため、債務負担行為を定めようとするものでございます。

恐れ入ります。6ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページにつきましては、2ページの第1表と同様なので、7ページよりご説明申し上げます。

7ページをご覧ください、歳入でございます。

第1款分賦金は、1億722万8,000円減額いたしまして、17億6,839万8,000円でございますが、詳細につきましては、後ほど、議案第11号でご説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

第4款繰越金は、8,847万3,000円増額いたしまして、1億7,709万4,000円でございます。

これは令和4年度からの繰越金でございます。

第5款諸収入は、第2項2目雑入におきまして、465万7,000円増額いたしまして、1億279万円でございます。

これは、鉄屑等売払い代金による増額分でございますが、鉄屑等の売払いの単価の上昇による増額でございます。

以上、補正額合計は1,409万8,000円を減額いたしまして、歳入の合計額は、22億2,990万2,000円でございます。

次に、8ページをご覧ください、歳出でございます。

第2款事務所費は、264万5,000円減額いたしまして、1億8,557万円でございます。

これは、1 節報酬、3 節職員手当等においては、職員配置の実績に伴う会計年度任用職員の 1 名の減及び地域手当の改定などが主な要因で、人件費として 199 万 2,000 円の減額、10 節需用費において、当組合の広報紙「にしたまエコにゆうす」の発行を、1 回減らしたことにより、印刷製本費 20 万 1,000 円の減額、12 節委託料におきましては、庁舎清掃委託料は、契約差金で、広報用資料配布委託料は、需用費と同様に広報紙の発行を 1 回減らしたことに伴う減額で、委託料としては、2 件分で 45 万 2,000 円の減額でございます。

次に、9 ページをご覧ください、第 3 款じん芥処理費は、3,689 万 3,000 円減額いたしまして、14 億 4,571 万 6,000 円でございます。

これは、1 節報酬、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費において、職員配置の実績に伴う会計年度任用職員の 1 名の増、再任用職員の 1 名の減及び地域手当の改定などが主な要因で、人件費として、160 万円の減額、12 節委託料においては、契約差金等 9 件、337 万 1,000 円の減額。

恐れ入ります。10、11 ページをお開き願います。

14 節工事請負費において、施設維持整備工事費等の契約差金 5 件分及び保護継電器更新工事については、本補正予算で債務負担行為を行い、契約のみとなることから、予算を全額減額としております。

これらの工事請負費において、3,192 万 2,000 円の減額でございます。

次に、11 ページをご覧ください、第 4 款余熱利用施設事業費は、324 万 6,000 円増額いたしまして、2 億 8,809 万円でございます。これは、10 節需用費において、フレッシュランド西多摩改修工事の入札の不調に伴い、施設の維持が必要になったことにより、光熱水費の電気料 324 万 6,000 円の増額でございます。

次に、第 6 款予備費は、2,219 万 4,000 円増額いたしまして、1 億 1,619 万 7,000 円でございます。

以上、補正額合計は 1,409 万 8,000 円を減額いたしまして、歳出の合計は、22 億 2,990 万 2,000 円でございます。

12 ページから 14 ページは、一般職職員 28 名、会計年度任用職員 5 名による、給与費明細書でございます。

恐れ入ります。15 ページをお開き願います。

債務負担行為の年度、及び支出額及び支出予定額等に関する調書でございまして、今回の補正第 1 号において追加いたしました、保護継電器更新工事における支出予定額 8,965 万円でございます。

以上で、議案第 10 号、令和 5 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 11 号、令和 5 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります、議案第 11 号の 2 枚目、附属資料をご覧ください。

令和 5 年度の補正予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきまして、ご説明申し上げます。

基礎数値といたしまして、表 2 人口割合比較では、組合市町の人口は、令和 5 年 10 月 1 日現在の人口を採用し、全体で 1,007 人減少し、27 万 2,477 人で確定させていただきました。

組合市町別では、青梅市が 955 人の減少で、12 万 9,537 人、負担割合は 47.54%。福生市は 180 人の増加で、5 万 6,475 人、20.73%。羽村市は 75 人の減少で、5 万 4,441 人、19.98%。瑞穂町は 157 人の減少で、3 万 2,024 人、11.75%となります。

次に、表 3、ごみ搬入割合比較でございますが、組合市町別では、青梅市は 500 トン減の 2 万 8,100

トンで、負担割合は47.87%。福生市は300トン減の1万1,200トンで、19.08%。羽村市は100トン減の1万1,300トンで19.25%。瑞穂町は200トン減の8,100トンで、13.80%。合計で1,100トンの減、5万8,700トンを見込んでございます。

このような状況を踏まえまして、表1分賦金比較につきまして、ご説明申し上げます。

組合市町に分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目の補正に基づき積算をしております。この積算結果から、令和4年度繰越金を差し引いたものが、令和5年度補正後の分賦金でございます。

市町別では、青梅市は、4,832万6,000円減額となりまして、8億3,434万2,000円、負担割合は47.18%。福生市は、2,707万1,000円減額となりまして、3億4,528万1,000円、19.52%。羽村市は、1,451万4,000円減額となりまして、3億4,475万7,000円、19.50%。瑞穂町は、1,731万7,000円減額となりまして、2億4,401万8,000円、13.80%となります。

分賦金補正額合計、1億722万8,000円を減額いたしまして、分賦金は17億6,839万8,000円でございます。

以上で、議案第10号、令和5年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）と、議案第11号、令和5年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤弘治） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。1番小川議員。

○1番（小川龍美） それでは、1点だけお伺いいたします。

歳入の方で、款5、諸収入の方に、雑入の補正額が465万7,000円の増額補正で、理由といたしましては、単価の上昇というご説明でございましたが、もう少しその単価がどのようになったのかと、もう少し詳細な説明をお願いいたします。

○議長（佐藤弘治） 石川計画管理課長。

○計画管理課長（石川雄一） それでは、雑入のところのご説明をしたいと思います。

鉄屑の売却単価の上昇ということで、補正の方かけさせていただいているのですけれども、予算を設計しました令和4年度なのですけれども、まず上半期にウクライナの侵攻等がございまして、鉄屑の価格が一時、上昇しておりました。その後、予算を決めた下期ですね、その時には落ち着いて、一旦、鉄屑の単価が下がってきたことから、今までの平均、令和3年度の上期の買い取り価格を参考に、キロ当たり5円で設定の方をさせていただいたところでございます。

今年度になりまして、上半期の買い取り価格が22円となっております、下期が引き続きで19.75円という金額になっておりますので、予算時の5円からちょっと上がってしまったというところで、増額補正の方をかけさせていただいておるところとなっております。

鉄屑の搬出の量におきましては、昨年度とほぼほぼ横ばいできております。

以上となります。

○議長（佐藤弘治） よろしいですか。

○1番（小川龍美） わかりました。

○議長（佐藤弘治） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） なければ、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論を行います。

初めに、議案第10号「令和5年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）」の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

次に、議案第11号「令和5年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について」の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、一括議題といたしました議案のうち、議案第10号「令和5年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）」の件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「令和5年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について」の件を、お諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、5陳情第1号「指定管理者に係る違法な条例条項の改正を求める陳情」の件を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。8番秋山議員。

○8番（秋山義徳） 本陳情は、管理者は組合議会ではないため、行政処分等の行為を行う主体とはならず、条例の規定は違法な状態にあると主張していますが、陳情者が主張する違法性についてなど、西多摩衛生組合では、どのような見解でしょうか。

○議長（佐藤弘治） 大村総務課長。

○総務課長（大村正仁） こちらの件につきましては、組合管理者宛てに同内容の請願が同一の日付で提出をされております。

また、西多摩衛生組合構成市町の議会にも同様の陳情がきておりますが、いずれにいたしましても、地方自治法の規定に照らし合わせますと、違法性はなく、条例は適正に運用されているという見解から、陳情不採択となっている状況でございます。

西多摩衛生組合の条例についても、構成団体の条例に倣っていることから、同様の解釈で問題ないとの考えでございます。

以上でございます。（「ありがとうございます。」と秋山議員の声あり）

○議長（佐藤弘治） よろしいですか。

○8 番（秋山義徳） はい。

○議長（佐藤弘治） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） 以上で質疑を終わります。

これより、本件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これより、陳情第1号「指定管理者に係る違法な条例条項の改正を求める陳情」の件を挙手により採決いたします。

5陳情第1号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（佐藤弘治） 挙手ありません。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第8「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び議会議事規則第55条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等については、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。

よって、本件は議長に一任することに決定いたしました。後ほど、事務局の方から、全協の方で説明があります。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第2回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

なお、11時より、引き続き、議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

午前10時51分 閉会